

NOAA

日産大阪オートオークション

## 会員規約

運営規約・出品規約・クレーム規約  
NOAAリアルカーオークション・N1 即決規約

平成29年4月1日改定

株式会社 日産大阪オートオークション

## ＜日産大阪オートオークション評価点基準＞

(平成29年4月改定)

点数	内装 補助評価点	外装 補助評価点	基準
6	A	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ無傷、無補修であるもの</li> <li>・走行30,000km未満のもの</li> <li>・機関部分の良好なもの</li> </ul>
5	A～B	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小傷、エクボ等の凹みはあるものの加修の必要のないもの</li> <li>・補修跡が2区画程度のもの(仕上げの良いもの)</li> <li>・外装区画、外装部品(レンズ等)の交換跡のないもの</li> <li>・走行60,000km未満のもの</li> <li>・機関部分の良好なもの</li> <li>・内装に若干のコゲ、破れ、シミ、キズはあるが加修の必要がないもの</li> </ul>
4.5	A～B	A～B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な補修をおこなうことにより5点に準ずるもの</li> <li>・フロントガラスにヒビ割れのあるもの(2cm未満)</li> <li>・補修跡が4区画程度のもの(仕上げの良いもの)</li> <li>・ボルト止めの外装パネル交換が1枚までのもの</li> <li>・走行100,000km未満のもの</li> <li>・内装にコゲ、破れ、シミが複数あり軽度の加修が必要なもの</li> </ul>
4	A～C	A～B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加修が必要な傷、凹みが3区画程度あるもの</li> <li>・フロントガラスにヒビ割れのあるもの(2cm以上)</li> <li>・内装にコゲ、破れ、シミが複数あり加修が必要なもの</li> <li>・走行150,000km未満のもの</li> </ul>
3.5	A～C	A～C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大小の钣金や加修を必要とする区画が数か所あるもの</li> <li>・コアサポート、エンドパネルに曲り、歪み、修正跡があるもの</li> <li>・溶接パネル部分の交換が1区画までのもの</li> <li>・走行200,000km未満のもの</li> </ul>
3	A～C	A～C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換、加修を要する箇所が多数あるもの</li> <li>・機関部分に整備が必要なもの</li> <li>・溶接パネル部分の交換が2区画以上のもの</li> <li>・走行200,000km以上のもの</li> </ul>
2	A～D	A～D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部に錆、腐食が多数あるもの</li> <li>・商品価値が低いと思われるもの</li> </ul>
1	A～D	A～D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害車(雹害、塩害等)</li> <li>・多数の錆、泥があるが客観的に現場使用車と思われるもの</li> <li>・改造車(客観的にみて公道での使用不可のもの)</li> </ul>
R	A～D	A～D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故修復車両</li> <li>・骨格部分、足廻りに軽度の歪、曲りのあるもの</li> </ul>
G	A～D	A～D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故現状車両</li> <li>・骨格部分、足廻りに曲りのあるもの</li> <li>・機関部分に不具合があり、自走不可のもの</li> </ul>

### 外装補助評価

- A: 2～3cm程度の小傷、エクボが2～3か所以内のもの  
 B: 5～20cmの傷、ゴルフボール大の凹があるもの  
 钣金塗装済で少々、塗装波のあるもの  
 小さな錆のあるもの  
 C: 大きな傷、凹があるもの  
 钣金塗装済で再補修の必要なもの  
 錆、腐食の著しいもの  
 D: パネル交換が必要な大きな凹のあるもの  
 下廻り等、修復不可の錆、腐食のあるもの

### 内装補助評価

- A: 加修の必要がなくそのまま再販可能なもの、または禁煙車両  
 B: 軽微な加修を必要とするもの、または商品価値が下がる不具合箇所のあるもの  
 商用車等で荷室に軽度の傷みがあるが、特に加修の必要がないもの  
 C: 加修の必要なもの  
 複数のコゲ、破れがあり補修が必要なもの、ダッシュボードに交換が必要な不具合があるもの  
 D: 加修しても復元が困難なもの  
 強い異臭のあるもの(ペット毛、ペット臭)  
 ペンキ、油脂類等の付着が著しいもの

# 株式会社 日産大阪オートオークション会員規約

## I 運営規約

### 第 1 条 (目的)

株式会社日産大阪オートオークションの運営するオークションは、古物営業法及びその他の関係法令に則り、会員の相互信頼を旨とし、健全な中古車売買を通じ、公正且つ円滑な取引が迅速に行われ、中古車の流通を促進し、中古車業界の発展に寄与することを目的とし、又その開催するオークションの運営基本と、参加者の遵守義務を定めたものです。

### 第 2 条 (名称、事務局)

日産大阪オートオークション (略称NOAA) と称し、  
大阪市此花区北港1丁目2番25号  
株式会社日産大阪オートオークション内に事務局を置きます。

### 第 3 条 (参加資格)

1. NOAAに参加できる資格者は所定の入会手続きを経て登録された会員に限ります。
2. ディーラー (自販連加盟の自動車販売店) 会員で、そのディーラーがNOAA参加を認めた従業員であることとします。

### 第 4 条 (入会資格)

1. 所轄公安委員会発行の行商の許可を受けた古物商許可証 (自動車商) の所持者で且つ取得後6ヶ月以上経過していることとします。
2. 常設業所を保持し、中古自動車売買の営業を営む者であることとします。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及び、密接交際者、その他の反社会的勢力関係者は入会をお断りします。

### 第 5 条 (入会手続き)

1. NOAAに新たに入会を希望する者は、以下の手続きが必要です。
  - (1) 古物商許可証の提示。
  - (2) NOAA入会申込書に所定の必要事項を記入し、署名捺印し、且つ、必要書類を添付し事務局へ提出して下さい。必要書類：NOAA入会申込書、古物商許可証の写し、印鑑証明書、登記簿謄本、代表者の住民票 (世帯全員の掲載されたもの) 代表者の印鑑証明書、メンバーズカード申込書、参加する従業員の行商従業者証の写し、参加者のカラー写真 (2枚)
2. NOAAは提出された書類等を審査し、入会承認後、登録会員証 (メンバーズカード) を交付致します。
3. その他NOAAが要請する (連帯保証人等) 必要書類を提出頂きます。
4. 入会金10,800円 (税込、カード発行費用を含む) を申し受けます。

### 第 6 条 (登録会員証の取扱い)

1. NOAAに参加する総ての会員、及びその従業員は各々会員証の発給を受けて下さい。
2. オークション会場への入場の際は必ず会員証を携帯し、受付にて係員にご提示下さい。
3. オークションに参加し落札をした時、落札票をこの会員証カード番号の確認により契約がなされたものと致します。
4. 登録会員証の紛失或いは盗難等が発生し、事務局に届出無き場合は、これにより生じた総ての損害は、その会員の責任とさせていただきます。
5. 会員証の携帯無しでのオークション参加は認めません。但し事務局が認めた場合に限り貸しカードの発行を行い仮会員証とします。(当日限り有効、別途貸しカード費用 1,000円)

### 第 7 条 (登録の変更・抹消)

1. 会員登録後その内容に変更が生じた場合は入会申込書及び添付書類を再提出し、速やかにNOAAまで届け出て下さい。
2. 何らかの理由により登録を取り消そうとする会員は、脱会の意志表示をし、会員証を返却することにより、NOAAはその登録を抹消します。

第 8 条 (会員の禁止行為)

1. 登録会員証を他人に貸与し、オークションに参加させる行為。
2. 出品車、流札車等を事務局の仲介によらないで談合取引をする行為。
3. 会場の施設利用に関し、事務局の注意、勧告に従わない行為。
4. 所定の場所以外に駐車し、又車両の放置をする行為。
5. 他の会員に迷惑を及ぼす行為。
6. その他諸規約に抵触する行為。

第 9 条 (会員の権利の制限)

1. 会員が車両代金等の支払いを遅延した場合、遅滞が解消するまでの間はセリに参加、落札等を行うことはできないものとし、落札車両の搬出等を制限することができるものとします。
2. 事務局は必要に応じて個々の会員の落札及び落札額を制限することができるものとします。

第 10 条 (会員資格の喪失)

登録会員が次のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。

1. オークション取引上の債務不履行があった時。
2. 銀行取引の停止処分を受けた時。
3. 他より差押え、仮差押え、仮処分の申し立てを受け、又は会社整理、更生手続の申し立て、破産もしくは和議等の申し立てがあった時。
4. 社会的信用を損ねる行為があった時。
5. 故意にメーター巻き戻しに関与した時。
6. I-第5条及び第8条に抵触する偽申告、行為があった時。

第 11 条 (運営方法)

1. 開催日は原則として、月曜日、午前11時開催とします。  
出品、落札その他商行為に参加できるのは、NOAA登録会員に限ります。
2. 手競りによるセリ上げ方式の現車オークションを基本とし、競り人(コンダクター、オークションニア)は当社係員が担当します。
3. 価格の調整は調整室で当社係員が行い出品店は同席の上、価格調整に参加して頂きます。
4. 落札価格及び落札者の確認は競り人の権限で、競り人が落札をコールした時点で確定しますので、会場内での不明瞭な行為、紛らわしい動作等の結果については、ご容赦願います。
5. 売切車以外の車両でセリ最終価格が出品店の指定額に達しない場合は流札となります。
6. 流札車の後商談は所定のコーナーで受付します。(先着順)
7. 落札店および出品店都合によるキャンセルは違約金50,000円、事務手数料20,000円計70,000円を申し請けます。(内税) 但し開催日当日、1社1台限りとし、事務局がそれを認めた場合に限りします。
8. 当日キャンセルの受付は、オークション終了後1時間以内とします。

第 12 条 (落札店の車両の確認義務)

1. 車両の落札に当っては、現車と車両状態表との相違の有無、不具合箇所の状態等は事前に確認しなければならないものとします。
2. 出品車一覧表は現車確認の為の参考資料です。誤記入、記入もれは必ず競り人の訂正及びスライドで確認して下さい。
3. 装備品の有無、純正か否かの表示及び機能不良等は明示なき場合もあります。必ず現車で確認して下さい。
4. 第三者との売買契約及び他オークションへの出品は落札店の責に任じられますので、関係書類その他の車両の状態は必ず確認後再販して下さい。

第 13 条 (オークションの中断・中止)

オークション開催中又は開催に当って、何らかの事情により、セリ続行不能に陥った時、参加者に取引上の損害があってもNOAAはその損害賠償の責に任じないものとします。

第 14 条 (諸手数料)

1. 手数料表

(台あたり)

	出品料		成約料	落札料	
	修復歴無	修復歴有		セリによる落札	後商談
一般コーナー (1000番、2000番)	6,000円	6,000円	10,000円	8,000円	10,000円
バン、トラックコーナー (5000番)標準尺	6,000円				
ロングボディ (13尺相当)	8,000円		10,000円		
超ロングボディ (14尺以上)	12,000円				
不動産、現状車コーナー (4000番)	8,000円		10,000円		
当日出品コーナー (8000番)	6,000円		10,000円	8,000円	10,000円
特選車コーナー (7000番)	6,000円		10,000円	8,000円	10,000円

2. 登録会員証 (メンバーズカード) 作成費用 - 入会金に含まれます。

3. 諸手数料は事務局判断により変更することがあります。

4. 落札後の落札店変更は、落札料を後商談扱いとします。

第 15 条 (代金の決済)

1. 落札車両代金及び諸手数料の決済

決済方法は現金又は銀行振込とし、開催日より5日以内にNOAAへお支払い下さい。

決済日が翌週にまたがる場合、NOAAに必ずご連絡をお願いします。

ご連絡無き場合、落札車両、流札車両にかかわらず、再出品となる場合があります。

2. 成約車両代金の決済

出品し、成約された車両総ての関係書類到着後、翌々日にNOAAより出品店へ銀行振込にてお支払いします。

3. 出品成約、落札が重複した場合、同一開催分に限り、その代金及び諸手数料を相殺することができるものとします。

4. 消費税は外税方式とし車両代金、諸手数料に加算し、決済するものとします。

5. 振込手数料は支払者側が負担するものとします。

第 16 条 (落札車両の所有権)

落札車両はその代金完済までNOAAが所有権を有するものとします。

第 17 条 (銀行)

振込銀行      りそな銀行 難波 支店      口座番号      普通預金No. 1254534

口座名義      (株)日産大阪オートオークション

第 18 条 (関係書類の発送)

関係書類及びその写し等は代金決済確認後、NOAAより発送するものとします。

第 19 条 (検査付車両の移転登録及び自動車税)

1. 落札店は検査付落札車の移転登録又は抹消登録を、開催日の翌月末日 (条件付車両に関してはその約束手) 迄に必ず完了し、その写し等を事務局宛にご送付願います。

2. 落札車両 (除く軽自動車) の自動車税は、翌々月分より落札店負担となります。

第 20 条 (車両の搬出)

1. 落札車、流札車の管理責任はオークション開催日の翌々日 (水)、午後5時迄とし、NOAAはその後の車両管理責任を負わないものとします。

2. 1項の期限までにNOAAに搬出の意思の申し出の無い車両は、原則再出品車両と見なし事務局が手続きを行います。

3. 搬出入に伴う燃料、輸送費及びその他の費用は搬出入者の負担となります。

第 21 条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、会員のNOAAに対する一切の債務について、会員と連帯して支払の責任を負うものとします。

2. 以下の各号に該当する者は会員となることができません。

(1)保証人紹介業者 (保証人を斡旋または紹介し、名目の如何に問わずその手数料を得ることを目的とする事業者をいう) より連帯保証人として斡旋または紹介された者。

第 22 条 (追加担保の提供)

NOAAは会員の信用に問題があると判断した場合には、会員に対して連帯保証人の追加その他会員の信用を補完するに足りる担保の提供を要求することができます。この場合会員は、直ちに必要な担保等を提供しなければならないものとします。

第 23 条 (登録保証金)

1. 入会申込者は、入会が承認された場合には、承認の日から 10 日以内に当社に対して登録保証金を預託しなければなりません。
2. 入会申込者が前項の期間内に登録保証金を預託しなかったときは、入会の承認は失効するものとします。
3. 登録保証金の額は 3 万円とします。
4. 登録保証金には利息は付さないものとします。
5. 登録保証金は、会員がNOAAに対して負担する一切の債務を担保するものとし、会員が本規則に基づき、NOAAに対して負担する債務につき不履行がある場合、NOAAは登録保証金との相殺ができるものとします。
6. 前項の相殺により登録保証金の金額が不足するに至った時は、会員は、NOAAの指定した期日までに当該不足額を補填しなければなりません。
7. NOAAは、会員のオークション取引の状況等を勘案して、登録保証金の額を増額変更することができるものとします。その場合、会員は変更の通知が到達した日から 10 日以内に追加して登録保証金を預託しなければなりません。
8. 会員が前 2 項の期限までに、不足額または追加登録保証金を預託しなかった場合、NOAAはオークションへの参加およびオークション付随サービスの利用を制限することができるものとします。
9. NOAAは、会員が退会時に、メンバーカードおよびIDカードの全てならびに保証金預り証を返還するのと引換えに、会員に対して登録保証金を返還するものとします。
10. 会員が退会時に当社に対して債務を負担するときは、当該債務と登録保証金を相殺しその残金を会員に返還するものとします。

第 24 条 (会員からの相殺の禁止)

会員は、NOAAに対して負担する債務と登録保証金とを相殺することはできません。

第 25 条 (落札車両の引渡)

原則として、落札車両代金等の支払と引換えに落札店に落札車両を引渡すものとします。但し、第 25 条第 1 項に定める会員(入金前搬出許可会員)についてはその限りではありません。

1. 入金前搬出許可会員

- (1) 新車ディーラー会員及びそれに準ずる会員。
- (2) 落札代金等、過去に支払い遅延の事実がない会員。

2. 入金後搬出会員

- (1) 新規入会会員。(但し以後の取引状況により入金前搬出会員とさせて頂く場合があります。)
- (2) 落札代金等、過去に支払い遅延の発生した会員。
- (3) その他、NOAAの判断により、入金後搬出会員に変更される場合があります。

第 26 条 (落札限度額)

1. NOAAは、会員について落札限度額を定めることができるものとします。
2. NOAAは、前項により定めた落札限度額を随時変更することができるものとします。
3. 落札限度額を定められた会員は、落札限度額の範囲内に限り、車両を落札することができる落札限度額の範囲内か否かの判断は、オークションにおいて生じた当該会員の落札車両代金等の額を合算して判断するものとします。

第 27 条 (車両の搬出禁止)

NOAAは、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合は、車両の搬出を禁止することができるものとします。

1. NOAAに対する債務の履行を怠ったとき
2. 信用力が低下しているとNOAAが認めたとき
3. 落札限度額を超えて車両を落札したとき

第 28 条 (規約の改定)

本規約の改定は必要に応じ、NOAAがこれを行うものとします。

付 則

本規約は平成 27 年 7 月 1 日をもって改定発効するものとします。

改定 平成 29 年 4 月 1 日をもって改定発行するものとします。

## Ⅱ 出品規約

### 第 1 条 (出品店の義務)

1. 出品店は自らの責任に於いて、出品車両の商品化を行い車名・年代・型式・車歴等を確認し、それを洩れなく正確に所定の出品票に記入し、その仕様、品質、不具合等を把握し誠実に申告することにより、出品できるものとします。
2. 万一、出品車両より発生したクレーム及びトラブルに関しては、クレーム交渉に応ずるとともに、NOAAの裁定に従って頂くものとします。

### 第 2 条 (出品車両)

次の車両は原則、出品できないものとします。

1. 関係書類の完備していない車両
2. 盗難車・差押え車、抵当権付き車
3. メーター改竄車の内、出品店より申告の無かった車両。
4. 事務局が出品不可と判断した粗悪車  
接合車・冠水車・塩害車・悪臭車・事故現状車等の内、特に事務局が商品車でないと判断した車両
5. 燃料・オイル漏れ等、火災の危険のある車両
6. 車両運送法等による車検基準に反する改造車
7. 未登録車
8. 検査付車両は車検残 1 ヶ月以上とし、1 ヶ月未満車両は抹消扱いとします。(軽車両は除く)
9. 時限内未搬入車
10. 永久抹消登録、輸出抹消登録済の車両及び使用済自動車として引取報告済の車両

### 第 3 条 (出品申込みの手順とその時限)

1. 初めに出品台数の申し込みをして下さい。  
台数申込みの受付は月曜日（オークション当日）より金曜日午後 5 時迄とします。
2. 出品番号（セリ順序）は事務局にて設定します。  
イ. 確定した出品番号を記入した「出品申込み細表」を事務局より出品店へ FAX 送信致します。  
ロ. 出品店は出品車の明細を、この「出品申込み細表」にご記入の上、再度事務局宛 FAX 送信して下さい。  
ハ. 当初申込した台数に変更がある場合には金曜日午後 5 時迄に御連絡下さい。  
ニ. 出品申込み細表は火曜日より受付、金曜日午後 5 時に締切ります。  
尚、締切後の出品取消（車両未搬入を含む）は出品料を申し受けます。
3. この出品申込み細表をもとに「出品車一覧表」を作成しますので、誤記、記入漏れ等がトラブルの原因となる場合がありますので、各項目を正しく明確にご記入下さい。
4. 流札車を再出品される場合は、再度出品の申し込みをして下さい。

### 第 4 条 (出品車の搬入)

1. 出品車の搬入時、各項目を記入した所定の「出品申込書」を必ずダッシュボード上に積み置いて搬入して下さい。
2. 搬入時限  
火曜日より搬入受付  
金曜日の午後 5 時出品明細提出分に限り、土曜日正午までの搬入とし、それ以後の出品依頼及び、搬入車両は、次週の出品とさせて戴きます。
3. 燃料漏れ、オイル漏れ等の火災の危険のないこととし、バッテリーでエンジン始動が可能な車両で、燃料 10 L 以上、オイル・水・スペア・ジャッキ等確認後搬入して下さい。



#### 第 5 条 (出品車両の検収、査定)

1. 出品車両はすべて出品店の申告に基づき、事務局の検査を経て出品するものとします。
2. 事務局の検査  
事務局検査は、停車状態での操作等、簡単に確認できる範囲内であり、各部を取り外したり、走行テスト等を必要とする不具合箇所は出品店の申告を前提とします。
3. 出品店は、検査による見落としがあっても、その責任を問うことなく、結果については出品店としての責任を負うものとします。
4. 別添の「NOAA出品車両評価基準書」にもとづき弊社検査員により出品車両の総合評価点外装及び内装の評価を明記します。判断基準は、日本オートオークション協議会の「修復歴判定基準」の規定に準じます。
5. 不動産、現状車コーナーの出品車両につきましては、原則検査は致しません。

#### 第 6 条 (出品車両の希望価格)

1. 価格の調整は調整室で当社係員が行いますので出品店は、同席の上価格の調整に参加して頂きます。
2. スタート価格は、NOAAが適当と思われる価格を設定し、出品店の了解なしに変更することもあります。
3. 希望価格に対し、出品店の了解なしにセリ人はコンダクター権限で2万円の範囲内で売り切り致します。

#### 第 7 条 (成約車両の関係書類)

1. 成約された車両の関係書類は、オークション開催日から10日以内に事務局に到着可能なものとします。
2. 検査付車両の場合は、原則として自賠責保険付で所有者の印鑑証明書・委任状の有効期限がオークション開催日の翌月末日以上有するものとします。  
又印鑑証明書・委任状等は再発行可能なものとします。
3. 所有者死亡等繁雑な作業を必要とする車両は出品店名義もしくは抹消登録済のものに限ります。
4. 検査付車両の書類提出時には、車検残が同年度(翌年度、4月、5月含む)に切れる車両に関しては、継続検査用納税証明書を添付して下さい。書類受付時に添付が無い場合、書類不備になり期限内に提出が無い場合、遅延ペナルティの対象になります。

#### 第 8 条 (検査付車両の出品店負担自動車税)

1. 登録車-オークション開催日の翌月分まで
2. 軽自動車-3月度開催分の翌年度分
3. 落札店側の名義変更が期限内に完了し、自動車税の精算が完了した車両が抹消登録された場合、NOAA開催日より3か月以内に限り、再精算致します。但し再登録日より1週間以内に事務局に連絡頂いた場合に限ります。

#### 第 9 条 (成約車両の代金のお支払い)

1. 成約車両の関係書類受領日の翌々日に諸手数料を相殺し銀行振込にてお支払い致します。
2. 1開催に複数成約の場合は全数書類完備を条件としてお支払いするものとします。
3. 銀行休業日、長期休暇等により、書類到着期日、支払期日を変更する事があります。  
その場合、事務局は、会員に対し事前にご案内致します。

#### 第 10 条 (その他補足事項)

1. リサイクル料の追加及び訂正は、土曜日毎に締め次回オークションにて精算する事とします。
2. メーター交換車については、新車ディーラー発行の保証書、作業記録書等交換を証明できる車輛に限り、(協議の上認定)メーター交換車として出品を受け付けします。その場合、出品時の走行距離は、現距離と交換時の距離を合算して表示します。
3. 外国製車でマイル表示のメーターの場合、マイル表示で出品します。(Km換算は致しません)
4. 福祉車両等の非課税車両の消費税は事務局で判断できない場合、課税対象車両として計算しております。落札後に非課税車両と判明した場合、落札店側よりの申し立てを書類発送後7日間とします。以後の申し立てはお受けできません。

### Ⅲ クレーム規約

#### 第 1 条

1. 当オークションは現車オークションにつき原則としてクレームは認められません。  
但し、出品車両の公表された資料と現車との間に重大な相違・誤認等があった時、又出品店・落札店双方に重大な義務違反等の諸問題が発生した場合は、その期限を定め申し立てができるものとします。
2. 問題解決に当っては事務局が客観的な立場で話し合う事を基本に仲介し、総合的な判断をもって、却下・値引き・解約等の裁定を行うものとします。
3. 違約金・反則金等の問題が発生した場合は、これを相手方に支払うことにより、解決を計るものとします。
4. 出品店・落札店は、NOAAの裁定に従わねばならないものとさせていただきます。

#### 第 2 条 (非クレームの対象)

NOAAが認めた範囲外で次の事項に対するクレームは原則として認められません。

1. 第三者との売買契約締結後。
2. 他のオークションへの出品後。
3. 後商談成約車両。
4. 落札価格150,000円以下の車両。
5. 初年度登録日より10年以上経過した車両。
6. 走行距離100,000km以上の車両。
7. 1台の車両に対する複数回のクレーム。
8. 修復歴車の修理箇所。
9. 外板色。
10. 事務局への了解なしの加修費。
11. 10,000円未満の修理代・部品代及び消耗品。
12. 外国産車。
13. 出品車一覧表の誤記・記入漏れ。
14. 信用等に関わる代償及び取引に係わる逸失利益等。
15. 非クレーム対象車であってもエンジン、ミッション、デフ本体に著しく異常が有った場合は受付を行います。
16. 不動産、現状車コーナーの出品車両(但し、車検証等と出品車両の記載相違は除く)  
但し、クレームに対する判断及び対応はNOAAに委ねるものとします。

#### 第 3 条 (登録書類の遅延)

出品・成約された車両の関係書類が遅延した場合、その日数に応じて、次の違約金を申し請けるものとします。

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1. 開催日より11日以上17日の午前中以内の遅延の場合 | 10,000円 |
| 2. 開催日より18日以上24日の午前中以内の遅延の場合 | 20,000円 |
| 3. 開催日より25日以上31日の午前中以内の遅延の場合 | 30,000円 |
| 4. 開催日より1ヶ月以上遅延の場合           | 50,000円 |

落札店は契約解除できるものとし、出品店は、事務局が認めた諸経費をも負担するものとします。

#### 第 4 条

落札店が、開催日翌月末日(条件付車両に関してはその約束日)までに移転又は抹消登録の写し等の書類の提出がされなかった場合は、遅延違約金10,000円を申し請けます。  
さらに以後10日毎に10,000円ずつ加算致します。

#### 第 5 条 (書類差し替え及び再発行)

1. 落札店が自己の責により関係書類の差し替え(再発行)を必要とした場合は、次の違約金を申し請けます。尚、差し替えの為に日数を要する事により発生した諸問題に関しては、落札店がその責を負うものとします。

2. 書類差し替え（再発行）違約金

イ) 書き損じ等による書類一部差し替え	10,000円
ロ) 期限超過による書類差し替え	20,000円
ハ) 一部紛失による書類再発行	20,000円
ニ) 全部紛失による書類再発行	50,000円

3. 上記違約金の他に、書類差し替え（再発行）に伴う実費等要した費用は別途請求するものとします。

4. 関係書類の差し替え（再発行）の依頼については、すべて事務局が仲介するものとし、名義人等に直接依頼した事実が判明した場合は、違約金30,000円を申し請けます。

第 6 条（落札車両による道交法違反等）

1. 落札店は落札車両の名義変更完了以前に道交法違反等で、旧名義人等に警察署からの呼び出しがあった場合は、理由の如何にかかわらず、速やかに所轄の警察署へ出頭し、事の解決を図らねばならないものとします。

1. 上記違反については、1違反につき50,000円のペナルティ及びその件に係る諸費用を申し受けます。

第 7 条（クレームの受付期限）

1. 内外装等で目視可能部位等は、原則としてクレーム対象となりません。但し、重大な相違・誤認があった場合はオークション開催日限りとし、事務局がそれを認めたものに限りします。

2. 目視不可部位の機構部位等、又修復歴車と判明した場合はオークション開催日を含め6日以内とします。但し、落札店からの申し出は土曜日正午までとします。

3. 関係書類で確認された事項に関しては、書類到着後5日以内とします。

第 8 条（重大クレームの処理及び受付期限）

1. メーター改竄車・盗難車・接合車・冠水車のクレーム受付はオークション開催日より6ヶ月以内とし、売買契約の解除を原則とします。

2. 契約解除に当っては反則金50,000円と事務手数料20,000円の合計70,000円（内税）と、引取・返却の輸送費及びそれに係わった費用（逸失利益は除く）を出品店は負担し、事務局はそれを落札店に返済するものとします。

3. 契約解除による出品店の諸手数料は、返却しないものとします。

4. 差押え車、抵当権付き車（即時解約不能の場合）、リサイクルマニフェスト発行済み車の法的問題のある車輛は、売買契約の解除を原則とします。

契約解除時は、第8条2項を以って行います。

5. 成約車輛の年式及びグレードに関し落札車輛が出品票の年式より高年式及び上級グレードの場合は原則ノークレームとします。

但し、何らかの障害が発生し得ると考えられる場合は、事務局の裁定に従うものとします。

又、低年式及び低グレードの場合は総合的な判断をもって、事務局が値引き、解約等の裁定を行うものとします。

## Ⅳ NOAAリアルカーオークション規約

### 第 1 条 (NOAAリアルカーオークション入会手続)

会員は、事務局にNOAAリアルカーオークション（以下NOAAリアルと称す）入会申込書を提出することにより、RCAを利用して、リアル応札、不在応札、N1即決システム等を利用することができます。入会金及び年会費については特に設けておりません。

### 第 2 条 (NOAAリアル会員資格)

1. NOAAリアル会員資格は、NOAA会員であることとします。
2. 何等かの事情でNOAAを脱会、退会、除名された会員はNOAAリアルも自動的に脱会になります。

### 第 3 条 (NOAAリアルでのリアル応札及び落札)

1. リアル応札は、i p h o n e, i P a d、A n d r o i d、P C、等にてリアル応札を行い、売切り表示の後、最終応札価格に達した会員が落札する事になります。落札会員のハードウェア画面に《落札》と表示されます。この表示をもって落札通知とします。

### 第 4 条 (NOAAリアルでの不在応札及び落札)

1. 不在応札は、NOAAリアル入札画面に落札希望価格を入力し、事務局に情報を送信して頂きます。入札単位は五千円単位とします。弊社のセリ器で応札を制御し、売切り表示の後、最終応札価格に達した会員が落札する事になります。落札会員のハードウェア画面に「落札」と表示されます。この表示をもって落札通知とします。
2. 不在応札の受け付けは、当該車両のセリ開始1時間前で締め切ります。
3. 競り合いになった場合、入札価格よりプラス五千円の範囲で落札される事があります。
4. 入札金額が他会員と同額の場合、入札時間の早い応札が優先されます。
5. 入札金額と会場応札金額が同額の場合、会場応札が優先されます。
6. 入札の取り消し、入札金額の変更について、事務局は関与いたしません。会員側で入力作業を行って下さい。

### 第 5 条 (NOAAリアルでの落札手数料)

1. NOAAリアルにて落札された場合の手数料は以下の通りです。

落札料 13,000円 (税別)

なお手数料につきましては事務局の判断により改定する場合があります。

### 第 6 条 (NOAAの免責事項)

以下の事由が起因した損害について、NOAAは一切賠償責任を負わないものとします。

1. コンピューター、セリ器、その他のハードウェア等の事故、故障が起因で発生した損害。
2. 通信回線、電気回路等のトラブルに起因するデータの変化、消滅による損害。
3. 他、システム、ソフトウェア、周辺機器等のトラブルに起因する損害。
4. 会員のハードウェアのトラブル、操作ミスに起因する損害。
5. 天変奇異、異常気象、暴動等予測不能な状況により生じた損害。
6. 開催日程、開始時間、終了時間、臨時休業等に起因して発生した損害。

免責事項につきましては、オークション開催中、閉会後を問わず全会員に適用します。

### 第 7 条 (諸規約について)

その他諸規約はNOAA会員規約を適用します。

## V N1 即決規約

### 第 1 条 (N1 即決について)

NOAAオークション流札車両を次開催に再出品頂ける場合、出品店の申込みにより、N1 即決に掲載する事ができます。

### 第 2 条 (掲載の申込み)

1. N1 即決の掲載につきましては、出品店から事務局に申込みをして下さい。
2. N1 即決に掲載された車両は次開催の再出品の取り消しはできません。N1 即決への掲載のみを取り消す事は可能です。
3. N1 即決の掲載をご希望の場合、事務局まで直接申込みをお願いします。その際、必ず即決希望価格も合わせてお伝え下さい。NOAAリアル画面では申込みを受け付けできません。
4. N1 即決の申込みは、開催翌日の午前 11 時 30 分で締め切りいたします。価格の変更はそれまでにお申し出下さい。締め切り後の変更はできませんので掲載取り消しとなります。
5. NOAAにて成約された車両は当該週のN1 即決に掲載することはできません。

### 第 3 条 (掲載)

前回のNOAAにて使用した出品番号からN1 即決用の出品番号に仮置きし、車両展開図、画像、即決価格をNOAA開催翌日の火曜日 13 時から金曜日 17 時までの 4 日間、掲載致します。

### 第 4 条 (即決価格)

1. 即決価格は、NOAA開催日翌日午前 11 時 30 分までにお申し出下さい。
2. 掲載された即決価格は変更、訂正できません。掲載取り消しとなります。

### 第 5 条 (掲載の取り消し)

1. 掲載の取り消しは事務局の営業時間内にお申し出下さい。但し、掲載取り消しを行う間に成約された場合、その成約を有効とさせていただきます。
2. 出品店都合で掲載を取り消し、且つNOAAにも再出品頂けない場合、出品料相当額を事務局にお支払い頂きます。
3. 掲載時の内容は、NOAAで記載された内容で掲載致します。内容に訂正がある場合、アップ内容であっても掲載取り消しとなります。

### 第 6 条 (落札)

1. N1 即決に掲載された車両を落札する場合、車両状態図、画像、即決価格をご確認の上、NOAAリアルにて落札して下さい。
2. 車両の落札が事務局にて確認でき次第、落札票、仮計算書をFAX致します。本計算書は次回NOAAの計算書にて落札店側にはN1 即決落札分として、出品店側にはN1 即決成約分として表示させていただきます。当日のNOAAにて相殺される金額がありましたら相殺後の金額をFAXさせていただきます。

### 第 7 条 (解約の取り扱い)

落札店都合のキャンセルのお申し出は事務局の落札確認日の翌日 17 時までにお申し出下さい。その場合キャンセルペナルティとして 70,000 円を申し受けます。

### 第 8 条 (諸規約)

N1 即決のクレーム、その他諸規約はNOAA会員規約を適用します。期限につきましては、次回NOAA開催日より起算致します。(開催週の土曜日正午まで)

### 第 9 条 (車両代金等の支払い)

1. 車両代金等は計算書を発行したNOAA開催週の金曜日までにお支払い下さい。

### 第 10 条 (搬出期限)

1. 落札車両は計算書を発行したNOAA開催週の水曜日午後 5 時までにお搬出して下さい。連絡なく引取りされない場合、事務局の権限で再出品する場合があります。
2. 引取り期限をすぎた落札車両については、紛失、盗難、破損、事故等の事例が発生しても事務局は、原則弁償等の責任を負いません。

#### 第 11 条 (出品店に対する支払い)

1. N1 即決の成約車両代金は、翌NOAA開催分で精算致します。他のお取り引きが発生している場合は、相殺した上でお支払い致します。支払い方法は、出品規約第9条に準じます。一般会員の成約時の手数料は成約料のみとなります。ディーラー会員の成約時は、出品料と成約料をお支払い頂きます。各種キャンペーン期間中はキャンペーン料金を適用致します。

#### 第 12 条 (登録書類)

1. 成約車両の登録書類はN1 即決にて落札された日を含め 10 日以内に事務局にお届け下さい。11 日目より遅延ペナルティを適用致します。

#### 第 13 条 (登録書類の有効期限)

1. 登録書類の有効期限は翌NOAA開催日を基準とします。  
月末のNOAA流札分をN1 即決に掲載した場合、名義変更の期限は自動延長されますのでご注意ください。但し、出品店側が名義変更期限の付与を希望される場合、出品票に明記した上で掲載を認めるものとします。
2. 自動車税未経過相当額の取り扱いにつきましても 1 項に準じます。

#### 第 14 条 (解約の取り扱い)

1. 出品店都合のキャンセルのお申し出は成約確認日の翌日 17 時までにお申し出下さい。その場合、キャンセルペナルティとして 70,000 円を申し受けます。

#### 第 15 条 (その他の条項)

記載された以外の条項については、本規約に準じて事務局が判断致します。

#### 第 16 条 (規約改定)

事務局は、諸般の情勢に合わせ、規約の改定が必要と判断した場合、任意に改定致します。改定の内容は会員に告知致します。告知日をもって改定前の内容は無効になります。

#### 附則

本規約は平成 27 年 7 月 1 日をもって発効するものとします。

本規約は平成 29 年 4 月 1 日をもって改正、発行するものとします。